

事務連絡
令和6年3月27日

区内地域密着型サービス事業者 }
居宅介護支援事業者 } 管理者様

大田区介護サービス推進担当課長

令和6年度介護報酬改定に伴う加算、減算等の届出等について

平素より大田区の福祉行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。
令和6年度介護報酬改定に伴い、新規加算や新規減算及び要件の変更等による改正がありました。

つきましては、これらの加算の算定に必要な要件等について、添付しています
「介護給付費算定の届出等に係る留意事項」、「添付書類一覧」を確認のうえ、「介
護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（以下、「加算届」という。）及び添
付書類の提出をお願いいたします。

特に、令和6年度介護報酬改定により、業務継続計画（BCP）未策定の場合や、
高齢者虐待の発生又は未対応の場合は基本報酬が減算されることとなりました
ので、対応済の場合は、加算届を必ず提出してください。

記

- 1 業務継続計画、高齢者虐待防止措置に係る減算について
 - (1) 業務継続計画策定済の場合、高齢者虐待防止措置を実施済の場合
加算届は「2 基準型」を選択してください。
 - (2) 業務継続計画策定未策定の場合、高齢者虐待防止措置を未実施の場合
加算届は「1 減算型」を選択してください。
 - (3) 加算届の提出がない場合
期限までに、加算届が未提出の場合、「1 減算型」とみなします。
介護報酬は減算して請求してください。令和6年4月分を減算せずに介
護報酬を請求した場合、国保連合会の審査において返戻（エラー）となり
ます。
- 2 提出期限
加算届の提出は通常、加算取得開始日の前月15日まで（認知症対応型

共同生活介護は取得する月の1日まで)に提出が必要ですが、令和6年4月から算定を開始する加算等については、**提出期限を令和6年4月15日(月)必着**(認知症対応型共同生活介護を含む全事業所)とします。

普通郵便の場合、介護保険課へ届くまでに土日を除き2~3日要しますのでご注意ください。

3 その他の加算の届出について

加算届を作成する際は、「介護給付費算定の届出等に係る留意事項」の既存事業所の取扱い欄及び「添付書類一覧」を確認して、必要事項が漏れることなく加算届を作成してください。

4 提出書類等のホームページ掲載場所

【令和6年度介護報酬改定に伴う加算届のホームページ掲載場所】
大田区ホームページ → 生活情報 → 介護保険制度 → **令和6年度介護報酬改定について**

5 介護職員の処遇改善関係書類の提出について

介護職員処遇改善加算に関する、計画書(大田区から指定を受けているすべての事業所)及び加算届(令和6年4月及び5月から加算を新規取得する、または加算の区分変更をする場合)は、**提出期限を令和6年4月15日(月)必着**としています。

処遇改善計画書の様式について、区のホームページに掲載しておりますので、詳細は下記、ホームページ掲載場所をご覧ください。

【処遇改善計画書等のホームページ掲載場所】

大田区ホームページ → 事業者の方へ → 地域密着型サービス情報 → 介護職員処遇改善加算等計画書について(地域密着型サービス)

6 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」の加算の修了について

新型コロナウイルス感染症を理由とした利用者数の減少による3%加算、規模区分の特例の取扱いについて、令和6年4月届出提出分(3月減少分)をもって終了することとする通知が発出されました。

詳細は別添の厚生労働省からの通知をご覧ください。

【担当】大田区介護保険課指定担当

TEL 03-5744-1651 FAX 03-5744-1551